

平成25年白老町議会定例会4月会議会議録（第1号）

平成25年 4月26日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時08分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告について

第 4 発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 承認第 1号 議員の派遣承認について

○会議に付した事件

発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

承認第 1号 議員の派遣承認について

○出席議員（14名）

1番 氏 家 裕 治 君

2番 吉 田 和 子 君

4番 大 淵 紀 夫 君

5番 松 田 謙 吾 君

6番 坂 下 利 明 君

7番 西 田 ・ 子 君

8番 広 地 紀 彰 君

9番 吉 谷 一 孝 君

10番 小 西 秀 延 君

11番 山 田 和 子 君

12番 本 間 広 朗 君

13番 前 田 博 之 君

14番 及 川 保 君

15番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（1名）

3番 斎 藤 征 信 君

○会議録署名議員

1番 氏 家 裕 治 君

2番 吉 田 和 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

岡 村 幸 男 君

主 査 本 間 弘 樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日4月26日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会4月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員は欠席でございますので、2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から4月11日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、4月11日に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成25年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により4月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成25年定例会4月会議の運営の件であります。

定例会4月会議に付議され提案されている案件は、諸般の報告、本委員会が提出した議会委員会条例の一部改正、議員の派遣承認であります。

このことから、4月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会坂下利明副委員長は、3月28日付けで副委員長の辞任願を提出され、4月2日に開催された総務文教常任委員会において辞任が許可されました。

また、同日の総務文教常任委員会では副委員長の互選が行われ、副委員長に山田和子委員が選任されましたので、議会運営基準に基づき報告いたします。

◎発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白老町議会会議規則（平成20年議会規則第2号）第8条第3項の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例（平成20年条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正文については朗読を省略いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置については、朗読を省略いたします。

次に、発議2-3の議案説明でございます。行政の組織機構の見直しにより、部制を廃止した「白老町課設置条例」が4月1日から施行され、このことに伴い、議会においても各常任委員会の所管を「部」から「課」の規定等に改正するため条例の一部を改正するものであります。

なお、各常任委員会の構成の変更は、経過措置規定により行わないものであります。

次に、新旧対照表でご説明いたします。左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。改正箇所はアンダーラインの部分であります。第2条第1号及び第2号の各常任委員会の所管を変更するものであります。

あわせて、建設厚生常任委員会を産業厚生常任委員会に名称を改正するものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎承認第 1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第5、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり胆振管内町村議会議長会定期総会が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日4月27日から6月30日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 吉 田 和 子